

平成 20 年 7 月 11 日
国際協力銀行

「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン実施状況調査
(海外経済協力業務)」の補足調査結果について(速報版)

標記について、現地調査を実施したところ、速報ベースであるが、概要は以下のとおりである。

1. 調査の目的

「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン実施状況調査(海外経済協力業務)」(2008年1月)は、現行環境ガイドライン施行以降、環境ガイドラインで定められた各項目について、JBICがとったアクションの整理・分析を行ったものであり、今般、相手国政府・実施機関、被影響住民、現地NGO等を対象とした現地調査を行い、実施状況調査の補足を行った。現地調査を通じて現行ガイドラインの課題及び新JICA環境社会配慮ガイドラインで検討すべき論点の抽出に資するものである。

2. 対象案件

- (1) ベトナム国「ファンリー・ファンティエット灌漑事業」 (カテゴリA)
- (2) ベトナム国「国道3号線ネットワーク整備事業」 (カテゴリA)
- (3) インド国「オリッサ州森林セクター開発事業」 (カテゴリB)
- (4) インド国「バンガロール高速輸送システム建設事業」 (カテゴリA)
- (5) インドネシア国「スマラン総合水資源・洪水対策事業」 (カテゴリA)
- (6) インドネシア国「タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業」 (カテゴリA)

3. 調査結果概要

以下に案件別に記載している。

ベトナム国「ファンリー・ファンティエット灌漑事業」

1. 調査対象案件名（国名、カテゴリ分類）
ファンリー・ファンティエット灌漑事業（ベトナム、カテゴリ A）
2. 事業概要
ベトナム南部ビントゥアン省バクビン郡において、灌漑排水施設の整備、農村インフラの整備、農業普及サービスの強化等の農業開発を行うことにより、農業生産の拡大を図り、もって農民の所得向上を通じた貧困削減に寄与するもの。
2006年3月に L/A 調印。承諾金額は 4,874 百万円。
3. 事業の進捗状況
E/S 借款により詳細設計を実施済み。2008年5月よりコンサルタントが業務を開始。現在、コントラクターの入札手続及び用地取得の準備段階にある。
4. 現地調査
 - (1) 調査期間：平成 20 年 6 月 7 日～6 月 10 日
 - (2) 調査実施者：環境ガイドライン担当審査役、環境審査室、開発第 2 部、ハノイ駐在員事務所
 - (3) 聞き取り対象者：
事業実施機関：農業農村開発省(MARD)、ビントゥアン省農業農村開発局(DARD)
関係人民委員会：ビントゥアン省、バクビン郡、ソンビン村、ハイニン村
被影響住民：バクビン郡ソンビン村及びハイニン村に在住の被影響住民（約 60 世帯）
5. 調査概要
上記 4. の現地調査、既存資料に基づき実施
 - (1) 環境レビュー時のプロジェクト実施主体等による環境社会配慮内容及び本行の確認結果に関するもの

EIA 報告書、住民移転計画書等の情報公開の時期・方法・内容：

 - ・ EIA 報告書は、2005 年 4 月に承認された後、ビントゥアン省自然資源環境局（DONRE）、DARD、バクビン郡人民委員会において公開されており、閲覧やコピーが認められている。
 - ・ 用地取得計画書は公開されていないが、人民委員会による用地取得プロセス（補償計画の公示等）の中で、用地取得に関する情報が人民委員会の事務所にて公開される予定。

被影響住民との協議の時期・方法・内容、また協議結果の事業計画や住民移転計画等への反映状況：

- ・ EIA 報告書は、ドラフト作成後の 2004 年 12 月に住民協議を 2 回実施し、被影響住民の意見を聴取しつつ作成された。
- ・ 被影響住民からは、土木工事中の農作業への影響、肥料の使用量増加による水質汚濁等の意見が挙げられたが、基本的に EIA 報告書で検討済みの事項であり、報告書の内容に大きな変更は生じていない。
- ・ 用地取得計画書は、2004 年 9 月から 10 月にかけて住民協議を 7 回実施し、被影響住民の意見を聴取した上で作成された。
- ・ 但し、2004 年の住民協議以降、プロジェクト実施スケジュールの遅延等に伴い関連の情報提供が限られていたため、今次調査では、被影響住民より、プロジェクト実施や用地取得に関してタイムリーな情報提供を求めたいとの要望があった。

(2) 環境レビュー後のプロジェクト実施主体等による環境社会配慮内容及びモニタリングに関するもの

事前に計画された環境、社会面に係る緩和策の実施状況：

- ・ 土木工事中の農道への影響、農作業の効率低下等に対して被影響住民が懸念を有している。このため、既に作成済みの環境管理計画（EMP）に基づき、実施機関、コンサルタント及び土木工事業者が必要なモニタリングを実施する等、環境社会面への影響に対する緩和策を実施しつつ、土木工事が実施される予定。

被影響住民の生活水準の改善・回復計画と現在の改善・回復状況：

- ・ 本事業においては、用地取得は発生するものの、住民移転は発生しない。
- ・ 人民委員会による用地取得は本年 7 月から開始予定。補償金は省人民委員会の定める単価に基づき、土地引渡し前に全額支払われる予定。
- ・ また、ベトナム政府の用地取得令に基づき、所有地の 30%以上が用地取得の対象となる場合、生計回復支援の支給、及び職業訓練の支援がなされる予定であり、バクビン郡人民委員会によれば、現在、その詳細内容を検討中。

先住民族を含む社会的弱者への配慮計画と現在の配慮状況：

- ・ ハイニン村には中華系少数民族（Hoa 族、Tay 族等）が居住しており、プロジェクト実施に伴い用地取得等の影響が生じる見込み。少数民族が所有する用地の取得に当たっては、通常の手続きで補償が行われる。
- ・ 現在、これらの少数民族は平地で農業を営んでおり、また通常のベトナム人に相当程度同化していることから、インタビューでは少数民族であることに起因する不満や不安は表明されなかった。
- ・ 少数民族の場合、優遇措置として、ハイニン村人民委員会による無利子貸付の利用が可能である。

住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングへの住民参加状況：

- ・ 灌漑・排水施設の詳細設計においては、実施機関が村人民委員会及び住民と情報共有を行いつつ、住民移転が発生しないルートが選択された。

環境社会配慮上の問題点に関する指摘があった場合のプロジェクト実施主体の対応状況(相手国政府の苦情処理機関及び本行の異議申立て制度の認知度の確認を含む) :

- ・ 村人民委員会が本事業に係る苦情処理窓口となるが、この点はベトナム国内における公共事業に共通であり、被影響住民へのインタビューにおいてもこの点は良く認識されていた(但し、本行の異議申立て制度については認知されていない)。

相手国政府等によるモニタリング結果のステークホルダーへの公開の頻度、方法、内容、認知状況 :

- ・ 現時点では工事未着工のためモニタリングは実施されていないが、環境管理計画に基づきモニタリングが実施されると共に、その結果については DONRE が管理を行い、求めに応じて外部にも公開がなされる予定。

その他環境レビュー時の合意事項の実施状況

- ・ 特になし。

ベトナム国「国道3号線ネットワーク整備事業()」

1. 調査対象案件名(国名、カテゴリ分類)

国道3号線道路ネットワーク整備事業()(ベトナム、カテゴリA)

2. 事業概要

ハノイ北部地域において、既存の国道3号線に並行して高規格道路を建設し、併せて周辺道路を整備することにより、国道3号線の機能の向上(増加する交通量への対応、地域の道路利用者の利便性向上と交通安全)を図り、もって同地域における経済及び社会開発の促進に寄与するもの。

2005年3月にL/A調印。承諾金額は12,469百万円。

3. 事業の進捗状況

2005年9月よりコンサルタントが業務開始。詳細設計を実施済み。現在、コントラクターの入札手続及び住民移転・用地取得の準備段階にある。

4. 現地調査

(1) 調査期間：平成20年6月11日～6月14日

(2) 調査実施者：環境審査室、開発第2部、ハノイ駐在員事務所

(3) 聞き取り対象者：

事業実施機関：第18プロジェクト管理局(PMU18)

関連人民委員会：ハノイ市、ソクソン郡、ヴェトロン村、スアンザン村、バクフー村及びチュンザー村

被影響住民：ソクソン郡ヴェトロン村、スアンザン村、バクフー村及びチュンザー村に在住の被影響住民(約70世帯)

5. 調査概要

上記4.の現地調査、既存資料に基づき実施

(1) 環境レビュー時のプロジェクト実施主体等による環境社会配慮内容及び本行の確認結果に関するもの

EIA報告書、住民移転計画書等の情報公開の時期・方法・内容：

- ・ EIA報告書は、2004年9月に承認された後、ハノイ市及びバクニン省の自然資源環境局(DONRE)及び国道が通過する各郡において公開されており、閲覧やコピーが認められている。
- ・ 住民移転計画書は公開されていないが、人民委員会による用地取得プロセス(補償計画の公示等)の中で、住民移転に関する情報が人民委員会の事務所にて公開される予定。

被影響住民との協議の時期・方法・内容、また協議結果の事業計画や住民移転計画等への反映状況：

- ・ EIA報告書は、スコーピング時(2004年4月)及びドラフト作成時(2004年7月及び8月)に住民協議を実施し、被影響住民の意見を聴取しつつ作成された。

- ・ 被影響住民からは、土木工事中の農作業及び灌漑排水路への影響等の意見が挙げられたが、基本的に EIA 報告書で検討済みの事項であり、報告書の内容には大きな変更は生じていない。
- ・ 住民移転計画書は、2004 年 5 月に住民協議を 2 回実施し、被影響住民の意見を聴取した上で作成された。
- ・ 但し、2004 年の住民協議以降、プロジェクト実施スケジュールの遅延等に伴い関連の情報提供が限られていたため、今次調査では、被影響住民より、プロジェクト実施や用地取得に関してタイムリーな情報提供を求めたいとの要望があった。

(2) 環境レビュー後のプロジェクト実施主体等による環境社会配慮内容及びモニタリングに関するもの

事前に計画された環境、社会面に係る緩和策の実施状況：

- ・ 本事業にて新設される道路の大部分は農村部を通過するため、被影響住民へのインタビューでは農道の遮断、灌漑水路や排水路への影響（汚染等）への懸念が多く挙げられた。このため、十分な数のボックスカルバートを設置すると共に、環境管理計画に基づき、実施機関、コンサルタント及び土木工事業者が必要なモニタリングを実施する等、環境社会面への影響に対する緩和策を実施しつつ、土木工事が実施される予定。

被影響住民の生活水準の改善・回復計画と現在の改善・回復状況：

- ・ 本事業では、用地取得に加え、現時点で 405 世帯の住民移転が見込まれている。
- ・ 本年 8 月中にハノイ市人民委員会による用地取得決定、本年 10 月にコントラクターとの契約が予定されており、土木工事のスケジュールを勘案しつつ、順次補償に係る合意及び補償金の支払いが行われる予定。なお、用地取得に伴う補償金は、ハノイ市人民委員会の定める単価に基づき土地引渡し前に全額支払が行われる予定。
- ・ また、ベトナム政府の用地取得令に基づき、所有地の 30%以上が用地取得の対象となる場合、生計回復支援の支給、及び職業訓練の支援がなされる予定であり、各人民委員会へのヒアリングによれば、現在、その詳細内容を検討中。

先住民族を含む社会的弱者への配慮計画と現在の配慮状況：

- ・ 本事業の被影響住民には、特別な配慮を必要とする先住民族や少数民族は含まれていない。

住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングへの住民参加状況：

- ・ 詳細設計において、実施機関が関係人民委員会と情報共有しつつ、極力集落等を避けることで住民移転数を少なくすると共に、地域社会の一部であり社会的影響の大きい寺院、学校及び病院等を避けるような線形が決定された。

環境社会配慮上の問題点に関する指摘があった場合のプロジェクト実施主体の対応状況(相手国政府の苦情処理機関及び本行の異議申立て制度の認知度の確認を含む) :

- ・ 村人民委員会が本事業に係る苦情処理窓口となるが、制度はベトナム国内における公共事業に共通の事項であり、被影響住民へのインタビューにおいてもこの点は良く認識されていた(但し、本行の異議申立て制度については認知されていない)。

相手国政府等によるモニタリング結果のステークホルダーへの公開の頻度、方法、内容、認知状況 :

- ・ 現時点では工事未着工のためモニタリングは実施されていないが、環境管理計画に基づきモニタリングが実施されると共に、その結果については DONRE が管理を行い、求めに応じて外部にも公開がなされる予定。

その他環境レビュー時の合意事項の実施状況

- ・ 特になし。

インド国「オリッサ州森林セクター開発事業」

1. 調査対象案件名（国名、カテゴリ分類）
オリッサ州森林セクター開発事業（インド、カテゴリ B）
2. 事業概要
インド東部オリッサ州において、住民参加型の植林及び生計改善活動等を行うことにより、森林の再生及び地域住民の所得向上を図り、もって地域の環境改善及び貧困削減に寄与するもの。
2006年3月にL/A調印。承諾金額は13,937百万円。
3. 事業の進捗状況
事業対象地域となる森林荒廃地域の把握・選定を実施中であり、現時点で第1バッチに向けた623のVSS¹を選定済み。本事業に係るVSSは2007年2月～10月にかけて形成され、オリッサ州森林局（OFED）により雇用されたNGOの支援の下で各VSSが計画書（マイクロ・プランニング）を策定しており、この計画に基づき、各VSSにて植林用の苗木育成作業やコミュニティ・ホール建設等が実施されている。
4. 現地調査
 - (1) 調査期間：平成20年5月19日～5月23日
 - (2) 調査実施者：環境審査室、ニューデリー駐在員事務所
 - (3) 聞き取り対象者：
 - 事業実施機関：オリッサ州森林局（Forest and Environment Department, Government of Orissa（OFED））
 - 事業対象 VSS：プルバニ市（Suduli VSS、Sidingi VSS、Kaladi VSS、Biraguda VSS、Majhipada Phiringia VSS）
 - 事業対象 VSS：アングル市（Hanumanpur VSS、Dalak VSS、Badadandasahi VSS、Madan Mohan Patana、Rajnagar VSS）
 - 現地 NGO：People's Awareness and Hilly Area Development (PAHAD)、Tagore Society for Rural Development (TSRD)、Health and Development Initiatives (HDI)
5. 調査概要
上記4. 現地調査、既存資料に基づき実施。
 - (1) 環境レビュー時のプロジェクト実施主体等による環境社会配慮内容及び本行の確認結果に関するもの
 - EIA 報告書、住民移転計画書等の情報公開の時期・方法・内容：
 - ・ 本事業はJBICガイドラインのカテゴリ B 案件に該当し、かつインド国内法上、本事業に係る EIA は作成が義務付けられていないため、EIA は作成されていない。また、住民移転は発生しないことから、住民移転計画書は作成されていない。

¹ VSS (Vana Samrakshana Samiti)：本事業の共同森林管理に参画する村単位の森林管理共同体の名称

被影響住民との協議の時期・方法・内容、また協議結果の事業計画や住民移転計画等への反映状況：

- ・ 本事業の柱は参加型による植林活動実施であるが、本事業開始前には、森林の再生を図るのに適切な条件を備えた地域を選定するにとどまり、一般的なインフラ案件で実施されるステークホルダー協議は開催されていない。但し、事業実施段階においては、新聞・テレビ等のメディアの活用、及び実施機関のサイト訪問による事業情報提供の結果、本事業への参画に際しては村が自ら応募し、実施能力等の選定基準に基づき事業対象村が選定されるとのプロセスが確立されている。
- ・ また、現地調査では、本事業のテレビ広告を見て応募し、事業実施対象に選定された村もあることを確認しており、事業は事前に広く一般に周知された上で、参加型事業としての社会的合意形成もなされていると判断される。
- ・ EPA（Entry Point Activity：コミュニティー・ホール建設等の事業初期段階における活動）や所得創出計画の策定や植林対象樹種の選定等の諸活動は、基本的に各 VSS が計画書（マイクロ・プランニング）を策定し、NGO や実施機関がこれら諸活動に係る住民のキャパビル・支援を実施している。

(2) 環境レビュー後のプロジェクト実施主体等による環境社会配慮内容及びモニタリングに関するもの

事前に計画された環境、社会面に係る緩和策の実施状況：

環境モニタリング計画(EMP)は、EIA と同様に国内法上義務づけられていないことから作成されていない。但し、実施機関のウェブサイトでは、事業のモニタリングに関する方針等が掲載されている。

被影響住民の生活水準の改善・回復計画と現在の改善・回復状況：

- ・ 本事業は 2007 年半ばから実施されたところであり、具体的な事業効果は現時点では限られているが、現時点においてもコミュニティー・ホールの建設、植林用/販売用の苗床の設置や植樹に向けた掘削作業、木の葉の皿の製造等の就業機会が発生し、村での仕事（収入）が以前に比べ増えているとのこと。

先住民族を含む社会的弱者への配慮計画と現在の配慮状況：

- ・ VSS は指定部族、カーストグループ、社会的弱者等を全て含む森林管理共同体であり、実施機関や NGO の支援を得て、村における様々な判断や課題が VSS を通じて実施・解決されているケースが多く、以前と比較して村の一体感が強まっているとのこと。

住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングへの住民参加状況：

- ・ 特になし。

環境社会配慮上の問題点に関する指摘があった場合のプロジェクト実施主体の対応状況(相手国政府の苦情処理機関及び本行の異議申立て制度の認知度の確認を含む)：

- ・各 VSS では、VSS リーダー、会計係、実施機関等の外部関係者との連携を努めるアニメーターをはじめとした 10 人前後から成る委員会が存在し、基本的には本委員会の下で問題等に対応し、必要に応じて NGO からの助言を得ている。
- ・JBIC の異議申し立て制度自体は認知されていない。但し、本事業に係るニュースレターやポスター等には日本の ODA マークや JBIC ロゴが付されているため、VSS 関係者の多くは本事業に対する JBIC の融資につき承知しており、また苦情受付窓口としての役割を期待している関係者も見られた。

相手国政府等によるモニタリング結果のステークホルダーへの公開の頻度、方法、内容、認知状況：

- ・森林局と VSS の協議は毎月開催され、定期的に情報交換・共有がなされており、各 VSS における事業の進捗は VSS 内の住民と情報共有されている。
- ・森林局は事業の進捗等が記載されているニュースレターを英語・現地語にて年に 3~4 回発行しており、関係者へ配布すると共に OFED のウェブサイトでも閲覧可能となっている。

その他環境レビュー時の合意事項の実施状況

- ・特になし。

インド国「バンガロール高速輸送システム建設事業」

1. 調査対象案件名（国名、カテゴリ分類）
バンガロール高速輸送システム建設事業（インド、カテゴリ A）
2. 事業概要
本事業は、インド南部カルナタカ州の州都バンガロール市において、総延長約33kmの大量高速輸送システムを建設することにより、増加する輸送需要への対応を図り、もって交通混雑の緩和と交通公害減少を通じた地域経済の発展及び都市環境の改善に寄与するもの。
2006年3月にL/A調印。承諾金額は44,704百万円。
3. 事業の進捗状況
JBIC セクションに関しては、2007年8月よりコンサルタントが業務開始。コントラクターは入札手続き中。用地取得・住民移転に関しては、土地所有者の一部へ補償費を支払い済みであり、他の箇所については現在用地取得・移転手続き中。
4. 現地調査
 - (1) 調査期間：平成 20 年 5 月 23 日～5 月 26 日
 - (2) 調査実施者：環境審査室、開発第 3 部、ニューデリー駐在員事務所
 - (3) 聞き取り対象者：
実施機関バンガロール交通公社 Bangalore Metro Rail Corporation Limited (BMRCL)
移転対象住民
バンガロール都市交通公社 (BMTCL: Bangalore Metropolitan Transportation Corporation) 運転手、オートリキシャ運転手及びリキシャ関係者
NGO : Bangalore Environment Trust
5. 調査概要
上記 4 . 現地調査、既存資料に基づき実施。
 - (1) 環境レビュー時のプロジェクト実施主体等による環境社会配慮内容及び本行の確認結果に関するもの

EIA 報告書、住民移転計画書等の情報公開の時期・方法・内容：

 - ・ 鉄道事業はインド環境森林省による開発事業の EIA に関する告示においては、EIA の実施は義務付けられていないものの、BMRCL は 2003 年 3 月に自主的に EIA 報告書を作成済み。
 - ・ BMRCL ウェブサイトでは 2005 年 8 月 31 日から、BMRCL 事務所では 2006 年 1 月 5 日から公開されている。

被影響住民との協議の時期・方法・内容、また協議結果の事業計画や住民移転計画等への反映状況：

- ・ EIA 報告書については、ドラフト作成時点（2003 年 2 月）に 1 回、作成後には移転等の補償に係る説明も踏まえて計 5 回の住民協議を実施。協議の開催については、地元英語主要紙およびローカル言語のカナダ語主要紙での公告、手紙の送付、Institute of Engineers の掲示板およびニュースレター等にて告知している。
- ・ オートリキシャ組合との協議は 2006 年 12 月に実施。
- ・ また、用地取得及び住民移転に関する被影響住民との協議は、事前の開催通知に基づき、2007 年 6 月以降、計 16 回に亘り開催されている。また、被影響住民からの要望に応じ、BMRCL 責任者による個別協議も 10 回以上開催されている。
- ・ 各協議では、騒音等に対する緩和策、計画路線の位置、駅周辺の道路混雑の可能性、街路樹の伐採に対する代替植林、景観への影響、用地・住居にかかる補償額等について説明、議論が行われた。
- ・ 但し、テナント利用者や不法住民等、インタビュー対象であった一部の被影響住民は、実施機関による補償内容に関する説明を受けていないとのこと。

(2) 環境レビュー後のプロジェクト実施主体等による環境社会配慮内容及びモニタリングに関するもの

事前に計画された環境、社会面に係る緩和策の実施状況：

- ・ 環境モニタリング計画（EMP）は既に作成済みであり、実施機関、コンサルタント及びコントラクターがEMPに従ってモニタリングを実施すると共に、環境社会面への影響に対する緩和策を行いつつ工事が実施される予定。
- ・ なお、本事業の影響緩和策の一つとして、一部植栽の伐採に伴う植林が実施されており、既に本事業により植樹された木が被影響住民に認知されている。

被影響住民の生活水準の改善・回復計画と現在の改善・回復状況：

- ・ 本事業により影響を受ける合法の土地所有者からは、本事業による用地取得に対する金銭補償は、他事業による補償単価よりも市場単価等の現状を配慮した比較的妥当な内容であるとのコメントあり。
- ・ 他方、本事業により影響を受ける不法住民へヒアリングしたところ、本事業により金銭補償を受けるが、補償額が十分ではない²との意見あり。なお、スラムに居住する住民のため、BMRCLにより、居住地から 3km 程度東部の幹線道路沿いに移転先が整備される予定である。

先住民族を含む社会的弱者への配慮計画と現在の配慮状況：

- ・ 特になし。

住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングへの住民参加状況：

² 移転による金銭補償は 1 世帯 25,000 ルピー（日本円約 67,500 円）。バンガロール市内の土地は近年高騰しており、市内でのアパート一室賃貸料は 10,000 ルピー / 月とのこと。

- ・特になし。

環境社会配慮上の問題点に関する指摘があった場合のプロジェクト実施主体の対応状況(相手国政府の苦情処理機関及び本行の異議申立て制度の認知度の確認を含む)：

- ・ BMRCL 内に設置された苦情受付窓口に関しては、一部の移転対象住民が知っており、数人は補償手続きの遅延や補償内容の改善について本窓口を利用し、満足のいく回答を得たとのこと(但し、本行の異議申立制度については認知されていない)。

相手国政府等によるモニタリング結果のステークホルダーへの公開の頻度、方法、内容、認知状況：

- ・改訂 EMP、地下鉄建設対象地周辺の地下水脈調査結果、大気質及び騒音・振動の現況調査結果等は BMRCL のウェブサイトで公開されている。また、本事業では実施機関から独立した Environmental Advisory Committee が設置され、本事業のモニタリングを実施予定。

その他環境レビュー時の合意事項の実施状況

- ・バスやオートリキシャ運転手については、工事中の交通問題や駅周辺の駐車場確保への懸念はあるものの、交通渋滞の緩和策となる本事業については賛成を表明している。

インドネシア国「スマラン総合水資源・洪水対策事業」

1. 調査対象案件名（国名、カテゴリ分類）
スマラン総合水資源・洪水対策事業（インドネシア、カテゴリ A）
2. 事業概要
本事業は中部ジャワ州の州都スマラン市において、放水路・河川改修、排水整備、多目的ダムの建設を行うことにより、同地域の洪水被害の軽減及び安定的な水供給を図り、もって投資環境の改善、地域経済発展に寄与するもの。2006年3月にL/A調印。承諾金額は16,302百万円。
3. 事業の進捗状況
2007年12月よりコンサルタントが業務開始。現在コントラクターの入札手続準備中。用地取得・住民移転に関しては、ダム建設予定地に繋がるアクセス道路に向けた用地の補償費は支払済みであり、またガラソ川改修に向けた川岸の簡易不法商店も一部代替移転先へ移転済みである。
4. 現地調査
 - (1) 調査期間：平成20年5月29日～5月31日
 - (2) 調査実施者：環境審査室、開発第1部、ジャカルタ駐在員事務所
 - (3) 聞き取り対象者：
事業実施機関：公共事業省水資源総局（Directorate General of Water Resources, Ministry of Public Works (DGWR)）
スマラン市政府関係者
被影響住民(用地取得対象住民、移転対象住民)
5. 調査概要
上記4. 現地調査、既存資料に基づき実施。
 - (1) 環境レビュー時のプロジェクト実施主体等による環境社会配慮内容及び本行の確認結果に関するもの

EIA 報告書、住民移転計画書等の情報公開の時期・方法・内容：

 - ・ EIA 報告書(ANDAL)は中部ジャワ州水資源管理局（PSDA）、スマラン市 BAPPEDA、水資源総局（DGWR）の現地事務所（Jratunseluna Office）等で求めに応じて公開されている。
 - ・ 用地取得や移転に係る補償内容等については、住民協議の際に情報が提供され、被影響住民からの要望に対しても生計回復支援策などの説明が行われている。

被影響住民との協議の時期・方法・内容、また協議結果の事業計画や住民移転計画等への反映状況：

 - ・ EIA 報告書は、ドラフト作成中(2005年)に計5回の住民協議を実施し、被影響住民の意見を聴取しつつ作成された。開催通知は、案内状の送付や新聞掲載、村役場の掲示板での掲載、町内会の役員やモスクでの伝達、

- 新聞掲載により行われた。但し、本事業により間接的に影響を受ける、ダム建設工事地域に居住する日雇い農民への説明はなされていなかった。
- ・住民移転計画(LARAP)は、ドラフト作成中(2005年)に計14回の住民協議が行われている。住民協議を通じて、補償の内容についての情報が提供され、被影響住民からの要望に対しても生計回復支援策などの説明が行われている。
 - ・但し、2005年の上記説明以降は、地域を分けて段階的に用地取得・住民移転を実施していることから、一部地域では説明会の開催頻度や情報共有が十分でなく、被影響住民の一部からは現状に関するタイムリーな情報提供を求める要望があった。

(2) 環境レビュー後のプロジェクト実施主体等による環境社会配慮内容及びモニタリングに関するもの

事前に計画された環境、社会面に係る緩和策の実施状況：

- ・詳細な環境モニタリングプログラムは、環境モニタリング計画（EMP）に基づき現在準備中。実施機関、コンサルタント及び土木工事業者がこれに基づきモニタリングを実施し、環境社会面への影響に対する緩和策を行いつつ、土木工事が実施される予定。
- ・西放水路やガラン川改修に伴う被影響住民の移転先については、希望に応じて市内の公営アパートに優先的に入居出来るようにしている。
- ・ガラン川改修に伴い、川沿いで営業していた違法店舗の移転補償として、道を挟んだ向かい側の平屋商店の上に鉄枠で2階スペースが増設されており、一部の店舗は既に移転済。なお、建物内のトイレや建物間の渡し通路の設置に関する要望あり。

被影響住民の生活水準の改善・回復計画と現在の改善・回復状況：

- ・生計回復支援として、ダム湖における養殖漁業の推進及び職業訓練（稚魚の購入費は市政府による貸付を検討中）、ダム建設地での酪農、ダム建設予定地や西放水路における被影響住民に対する手工芸品や河川敷でのレンガ製造・観葉栽培等の職業訓練、及び事業の工事への参画、の4プログラムが計画されている。
- ・ダム建設予定地における工事を実施する上で優先順位の高い地域の被影響住民の一部（ダム建設予定地の一部であるアクセス道路）は既に補償費を受領し、補償額にも満足している。
- ・移転予定である魚の燻製工場は、移転先候補地は現在の位置から数十メートルと比較的近いものの、住宅地に隣接することから、工場の排煙に対する近隣居住者からのクレームにつき懸念を有している。

先住民族を含む社会的弱者への配慮計画と現在の配慮状況：

- ・特になし。

住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングへの住民参加状況：

- ・西放水路やダム建設予定地における被影響住民の一部は、DGWRより開

催された 2005 年の住民協議以降、本事業に係る最新情報を得ていない住民がいるため、十分な情報共有促進のためのファシリテーターを流域管理事務所にて今後雇用する方針。

環境社会配慮上の問題点に関する指摘があった場合のプロジェクト実施主体の対応状況(相手国政府の苦情処理機関及び本行の異議申立て制度の認知度の確認を含む) :

- ・ DGWR 現地事務所、スマラン市 BAPPEDA、用地取得コミッティーが苦情処理窓口となるが、住民との協議が 2005 年以来実施されていないため、認知後は低い(また、本行の異議申立制度についても認知されていない)。

相手国政府等によるモニタリング結果のステークホルダーへの公開の頻度、方法、内容、認知状況 :

- ・ 実際の工事は未実施のため、モニタリングは実施されていないが、モニタリング結果については DGWR 現地事務所、スマラン市 BAPPEDA で公開される予定。

その他環境レビュー時の合意事項の実施状況

- ・ 特になし。

インドネシア国「タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業」

1. 調査対象案件名（国名、カテゴリ分類）
タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業（インドネシア、カテゴリ A）
2. 事業概要
本事業は、ジャカルタ外環道路の北東部分とジャカルタ湾岸道路を結ぶタンジュンプリオク港アクセス道路（計画全長12.1km）を建設するとともに、交通管制システムを導入することにより、ジャカルタ近郊からタンジュンプリオク港へのアクセス改善を通じて交通渋滞の緩和を図り、もってジャワ島の投資環境改善に資するもの。
フェーズ 1 は2005年3月、フェーズ 2 は2006年3月にL/A調印。承諾額は合計 52,926百万円。
3. 事業の進捗状況
2006年12月よりコンサルタントが業務開始。詳細設計を実施済み。現在、コントラクターの入札手続及び用地取得・住民移転の準備段階にある。
4. 現地調査
 - (1) 調査期間：平成 20 年 6 月 2 日～6 月 4 日
 - (2) 調査実施者：環境審査室、ジャカルタ駐在員事務所
 - (3) 聞き取り対象者：
事業実施機関：公共事業省道路総局（Directorate General of Highways, Ministry of Public Works (DGH)）
Koja 村役場、Cilincing 地区事務所
非影響住民(用地取得対象公社・住民、移転対象住民)
5. 調査概要
上記 4 . 現地調査、既存資料に基づき実施。
 - (1) 環境レビュー時のプロジェクト実施主体等による環境社会配慮内容及び本行の確認結果に関するもの
EIA 報告書、住民移転計画書等の情報公開の時期・方法・内容：
・EIA 報告書(AMDAL)は AMDAL 委員会、環境省、公設図書館、国营高速道路会社の地方出張所等でドラフト段階から公開されており、コピーの取得も可能。
・住民移転計画(LARAP)は作成されており、求めに応じて公開されている。

被影響住民との協議の時期・方法・内容、また協議結果の事業計画や住民移転計画等への反映状況：
・EIA 報告書は、2004 年 5 月に事業対象地域の Cilincing 郡、Koja 郡の被影響住民を対象に住民協議を開催し、その意見を踏まえつつ作成された。また、承認時の 2004 年 8 月には主なステークホルダーからの意見聴取も実施されている。

- ・ 但し、それ以降の住民協議（説明）は、宿舍の移転が必要となる海軍、及び港湾関連企業へ倉庫用敷地を貸与中の港湾公社に限られ、事業対象地域に居住する不法住民に対しては説明がなされていない。
- ・ 住民移転計画（LARAP）作成に際しては、住民移転及び用地取得の対象住民に対するセンサス調査及び個別協議を通じて説明を実施し、意見・質問等の収集を図っている。
- ・ また、2007 年末に完了した詳細設計の結果、線形変更に伴い新たに移転対象となった被影響住民に対しては、2008 年 3 月に住民協議を開催した。但し、説明内容は事業概要に関する情報のみであり、移転スケジュール、補償関連の詳細説明及び質問への回答等は、次回協議にて実施される予定。

(2) 環境レビュー後のプロジェクト実施主体等による環境社会配慮内容及びモニタリングに関するもの

事前に計画された環境、社会面に係る緩和策の実施状況：

- ・ 環境モニタリング計画（EMP）は既に作成済みであり、実施機関、コンサルタント及びコントラクターが EMP に従ってモニタリングを実施し、環境社会面への影響に対する緩和策を行いつつ工事が実施される予定。
- ・ なお、現時点では工事未着工のためモニタリングは実施されていない。

被影響住民の生活水準の改善・回復計画と現在の改善・回復状況：

- ・ 特になし。

先住民族を含む社会的弱者への配慮計画と現在の配慮状況：

- ・ 特になし。

住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングへの住民参加状況：

- ・ 詳細設計段階における線形変更の検討については、対象地域の被影響住民の参加は確認できなかった。

環境社会配慮上の問題点に関する指摘があった場合のプロジェクト実施主体の対応状況(相手国政府の苦情処理機関及び本行の異議申立て制度の認知度の確認を含む)：

- ・ 北ジャカルタ特別州知事が設置する用地取得委員会が苦情処理窓口となるが、認知後は低い（また、本行の異議申立制度についても認知されていない）。

相手国政府等によるモニタリング結果のステークホルダーへの公開の頻度、方法、内容、認知状況：

- ・ 現時点では土木工事が開始されていないため、モニタリングは実施されていない。但し、モニタリング結果は DGH が管理し、求めに応じて外部にも公開される予定。

- その他環境レビュー時の合意事項の実施状況
- ・特になし。





